

※平成31年1月1日現在、兵庫県内で活用可能な規制緩和項目。

最新の一覧はHP（表面参照）に掲載しています。

分野	No.	項目	概要
医療	1	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認（国家戦略特別区域法（以下「特区法」）第14条）	都道府県知事は、世界最高水準の高度な医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。
	2	医療法人の理事長要件の見直し（特区法第14条の2）	医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事は、一定の基準を満たす場合は、医師以外の者を医療法人の理事長として選出することについて迅速に認可。
	3	iPS細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁（特区法第20条の3）	再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、血液を使用して、業として、iPS細胞から試験用細胞等を製造することが可能。
	4	テレビ電話による服薬指導（特区法第20条の5）	特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことが可能。
	5	臨床修練制度の拡充（特区法第24条の2）	外国医師の受け入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むのであれば、「単独の診療所」にも拡充。
	6	粒子線治療の研修に係る在留期間の特例（内閣府・法務省令）	粒子線治療研修を受けることを目的として、外国の医師、看護師、診療放射線技師や、これらに同行する放射線物理工学の専門家が入国する場合の在留期間を最長1年から2年に延長。
	7	可搬型PET装置のMRI室での使用容認（内閣府・厚生労働省令）	病院又は診療所の管理者が、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室においてPET（陽電子放射断層撮影）検査薬を用いた撮影を行うことを容認。
	8	国際医療拠点における外国医師の診察・外国看護師の業務解禁（厚生労働省通知）	二国間協定に基づく外国医師については、自国民のみを診療することに限る取り扱いと整理されているが、自国民に限らず外国人一般に対して診療を行うことを容認。
都市再生・まちづくり	9	用途制限緩和と手続きの簡素化（特区法第15条）	特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、特区の区域計画の認定をもって、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認があったものとみなす。
	10	住宅の容積率の緩和（特区法第16条）	グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。
	11	道路の占用基準の緩和（特区法第17条）	国際的な活動拠点の形成に資する多言語看板、ベンチ、上屋、オープンカフェ等の占用許可に係る余地要件（道路敷以外に場所がないこと）の適用を除外。
	12	土地利用手続きの簡素化（特区法第20条等）	居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、特区の区域計画の認定をもって以下の認定等があったものとみなす。 土地地区画整理事業の認定（特区法第20条）、都市計画の決定又は変更（特区法第21条）、開発行為の許可（特区法第22条）、都市計事業の認可又は承認（特区法第23条）、市街地再開発事業の認可（特区法第24条）、民間都市再生事業計画の認定（特区法第25条）
	13	空港アクセスの改善に向けたバス関連規制の緩和（内閣府・国土交通省令）	ニーズに迅速かつ柔軟に対応した空港アクセスの充実を図る観点から、特区内の空港を発着する空港アクセスバスについては、運賃設定の際の上限認可を届出とし、運行計画設定の際の届出期間を30日前から7日前に短縮。
	14	汚染土壌搬出時認定調査の調査対象項目の限定（内閣府・環境省令）	特区において自然由来特例区域内から区域外へ土壌を搬出する際に行う認定調査の調査対象物質（通常25種類）を、区域指定対象物質のみに限定。
	15	航空法の高さ制限に係る特例（内閣府事務連絡）	建物ごとの個別審査となっている航空法に基づく高さ制限について、一定の高さをエリア全体の目安として提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続きを実施。

国家戦略特区限定の規制緩和を受けられます



分野	No.	項目	概要
観光	16	滞在施設の旅館業法の適用除外（特区法第13条）	外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法の適用を除外。
	17	過疎地等での自家用自動車の活用拡大（特区法第16条の2）	過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定。
	18	国内旅行業務取扱管理者試験の試験項目の一部免除（内閣府・国土交通省令）	観光庁長官が実施する研修を終了した者について、地域のニーズに応じて、国内旅行業務取扱管理者試験の試験科目を一部免除。
	19	民間事業者による「道の駅」設置（国土交通省通知）	「道の駅」の設置主体は、市町村や公的主体（都道府県、公益法人等）に限定されているが、市町村と民間事業者との協定等を前提に、民間事業者による設置を容認。
農林水産	20	農業外国人の就労解禁（特区法第16条の5）	適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労が可能。
	21	農業委員会と市町村の事務分担の特例（特区法第19条）	農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことが可能。
	22	農家レストランの農用地区域内での設置（内閣府・農林水産省令）	農業者が自己の生産する農畜産物や農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する場合は、農家レストランを農用地区域内に設置することが可能。
	23	農業への信用保証制度の適用（各特区ごとに定める融資制度要綱）	農業について、商工業とともに行うものに関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、地方自治体の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することが可能。
	24	国有林野の貸付面積の拡大（特区法第16条の3）	国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積を5haから10haに拡大。
	25	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大（林野庁通知）	特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加。
保育・福祉	26	漁業生産組合の設立要件の緩和（特区法第14条の3）	漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資するため、漁業生産組合の設立要件を7人以上から3人以上に緩和。
	27	小規模認可保育所の対象年齢の拡大（特区法第12条の4）	小規模認可保育所の対象年齢を、現在の「2歳まで」から「5歳まで」に拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育などが可能。
	28	「地域限定保育士」の創設（特区法第12条の5）	保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。地域限定保育士試験の実施事務を、一般社団法人・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大。
教育	29	ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準の特例（厚生労働省事務連絡）	ユニット（小グループ）型指定介護老人福祉施設で介護ロボットを導入し実証実験を行う場合は、共同生活室の基準（現行1ユニットにつき1室）を「隣接する2つのユニットの入居者が交流し共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状のもの」として条例で定めることを容認。
	30	公立学校運営の民間への開放（特区法第12条の3）	グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。

分野	No.	項目	概要
外国人材	31	外国人家事支援人材の活用（特区法第16条の4）	女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留が可能。
	32	創業人材等の多様な外国人の受入れ促進（特区法第16条の6）	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を条件に、「経営・管理」の在留資格の基準（当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」等）を緩和（見込みで可）。
	33	クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進（特区法第16条の7）	「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域の固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受け入れることが可能。
	34	外国人雇用相談センター（仮称）の設置（特区法第37条の3）	海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする企業等からの相談や、事例分析等を行うセンターを設置。
創業・雇用	35	公証人の公証役場外における定款認証（特区法第12条の2）	公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化。
	36	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化（特区法第19条の2）	スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。
	37	障がい者雇用率の算定特例の拡充（特区法第20条の4）	異業種の中小企業による障がい者雇用を推進するため、障がい者雇用率の通算が可能となる組合に、有限責任事業組合（LLP）を追加。
	38	NPO法人の設立手続きの迅速化（特区法第24条の3）	ソーシャルビジネスの重要な担い手でもある特定非営利活動法人の設立を促進するため、その設立認証手続きにおける申請書類の縦覧期間を2か月から2週間に短縮。
	39	開業ワンストップセンターの設置（特区法第36条の2）	外国人や外国企業の開業促進のため、登記、税務、社会保険等の法人設立や事業開始時に必要な各種申請等のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続きの支援を総合的に実施。
	40	人材流動化センターの設置（特区法第36条の3）	国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター（仮称）」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を実施。
	41	雇用労働相談センターの設置（特区法第37条）	グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルール周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を実施。
	42	テレワーク推進に向けた相談センターの設置（特区法第37条の2）	企業へのテレワーク導入の支援等を、国と自治体が総合的に行うセンターを設置。
	43	自動走行・ドローン等の先端実証のための相談センターの設置（特区法第37条の7）	自動走行・ドローン等の最先端の実証実験等を迅速に行うため、事業者向けに法令相談や手続代行等を行うセンターを設置。
	44	電波に係る免許発給までの手続きの迅速化（総務省通知）	電波を使用した実験に係る簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区の区域会議の下で、更に円滑な調整を可能にし、免許を申請から原則「即日」で発給。
	45	一般社団法人等への信用保証制度の適用（中小企業庁要綱）	一般社団法人及び一般財団法人に関しては、金融機関からより円滑に資金調達できるようにするため、地方自治体の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することが可能。